

大和高田市建設工事等の最低制限価格の算定に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和高田市が競争入札により建設工事等の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第2項に定める最低制限価格をいう。
- (2) 最低制限比較価格 最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。

(設定範囲)

第3条 この要領に基づき最低制限価格を設定する競争入札は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事の請負契約に係るもの
- (2) 測量業務の委託契約に係るもの
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務の委託契約に係るもの
- (4) 土木関係建設コンサルタント業務の委託契約に係るもの
- (5) 地質調査業務の委託契約に係るもの
- (6) 補償関係コンサルタント業務の委託契約に係るもの
- (7) その他市長が特に必要と認めるもの

(算定方法)

第4条 建設工事の最低制限比較価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（1,000円未満切り捨て）とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額とする。（上限額とする場合は1,000円未満切り捨てとし、下限額とする場合は1,000円未満切り上げ）

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 測量業務、建築・土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の最低制限比較価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額

(1,000円未満切り捨て)とする。ただし、測量業務については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合は10分の8.2を乗じて得た額と、10分の6に満たない場合は10分の6を乗じて得た額とし、建築・土木関係の建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務については、その額が予定価格の10分の8を超える場合は10分の8を乗じて得た額と、10分の6に満たない場合は10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合は10分の8.5を乗じて得た額と、3分の2に満たない場合は3分の2を乗じて得た額とする。(上限額とする場合は1,000円未満切り捨てとし、下限額とする場合は1,000円未満切り上げ)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

(入札参加者への通知)

第5条 最低制限価格を設定する場合は、入札指名通知又は入札公告により、入札参加者にその旨を通知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。